

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年5月25日

【四半期会計期間】 第13期第3四半期(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社D P Gホールディングス

【英訳名】 DPG HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松田 純弘

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目27番15号

【電話番号】 03(5464)3060

【事務連絡者氏名】 IRグループマネージャー 篠塚 剛

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目27番15号

【電話番号】 03(5464)3060

【事務連絡者氏名】 IRグループマネージャー 篠塚 剛

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年4月28日に提出した第13期第3四半期（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）の四半期報告書の訂正報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

当期四半期連結財務諸表に対する独立監査法人の四半期レビュー報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

（訂正前）

（省略）

追記情報

1．四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条4の7第4項の規定に基づき、四半期連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期連結財務諸表について四半期レビューを行った。

（後略）

（訂正後）

（省略）

追記情報

1．四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条4の7第4項の規定に基づき、四半期連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期連結財務諸表について四半期レビューを行った。

（後略）

なお、訂正後の独立監査人の四半期レビュー報告書を別途添付しております。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 4月28日

株式会社DPGホールディングス  
取締役会 御中

### アスカ監査法人

指定社員 公認会計士 田中大丸 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 法木右近 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社DPGホールディングスの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社DPGホールディングス及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

1. 四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の四半期連結財務諸表について四半期レビューを行った。
2. 継続企業的前提に関する注記に記載のとおり、会社は営業損失及び当期純損失を計上し、また678百万円の債務超過の状況にあり、継続企業的前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続性的前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。